

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規則	○福島県財務規則の一部を改正する規則	一九	○土地改良区の定款の変更を認可した件	一九
	○知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則	一九	○道路の区域を変更する件二件	一九
	○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則	一九	○道路の供用を開始する件三件	一九
	○福島県児童福祉施設条例第六条の規定により知的障害児施設等の使用料の免除の基準を定める規則を廃止する規則	一九	○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件三件	一九
告示			公告	
	○福島県と市町村及び一部事務組合		○地方税法により特約業者の指定を取り消した件	一九
			○一般競争入札を行う件	一九
			○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	一九
			○公共測量の実施の終了について通知があった件	一九

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則及び福島県児童福祉施設条例第六条の規定により知的障害児施設等の使用料の免除の基準を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

福島県規則第十二号

福島県知事 佐藤雄平

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。
第二百三十五条第一項中「年三・四パーセント」を「年三・七パーセント」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(財務領域入札改革グループ)

福島県規則第十三号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十二条第一項の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。

第一順位 副知事 内堀雅雄

第二順位 副知事 松本友作

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(人事領域行政経営グループ)

福島県規則第十四号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則

次に掲げる条例の施行期日は、平成二十年三月二十五日とする。

一 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十年福島県条例第二号)

二 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十年福島県条例第三号)

三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十年福島県条例第四号)

四 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十年福島県条例第五号)

(人事領域人事グループ)

福島県規則第十五号

福島県児童福祉施設条例第六条の規定により知的障害児施設等の使用料の免除の基準を定める規則を廃止する規則

福島県児童福祉施設条例第六条の規定により知的障害児施設等の使用料の免除の基準を定める規則(平成十八年福島県規則第百十六号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(自立支援領域障がい者支援グループ)

告 示

福島県告示第二百十六号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四の規定により定めた福島県と市町村及び一部事務組合等との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（昭和三十五年福島県告示第五百九十号）の一部を次のように改正し、別表中「田村市」を「田村市 南相馬市」に改める部分については平成二十年四月一日から、「川俣町 飯野町」を「川俣町」に改める部分については同年七月一日から施行する。

平成二十年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

別表中「田村市」を「田村市 南相馬市」に、「川俣町 飯野町」を「川俣町」に改める。

（市町村領域市町村行政グループ）

福島県告示第二百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年三月二十五日から同年四月二十五日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び田村市産業建設部産業課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドールガーデン船引 田村市船引町字川代七十八ほか
- 二 法第八条第一項の規定により田村市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商工総務領域商業まちづくりグループ）

福島県告示第二百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、戸ノ口堰土地改良区から平成二十年二月十五日付けで申請のあった定款の変更について、同年三月十七日認可した。

平成二十年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

（農村整備領域農村計画グループ）

福島県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県中建設事務所で平成二十年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道玉川 田村線	須賀川市大字塩田字西 窪七六番一地从先から 同 市大字塩田字西 窪一〇〇番一地从先まで	変更前 変更後	一三・〇 二二・八	七〇・五
			一三・〇 一六・八	七〇・五

（道路領域道路企画グループ）

福島県告示第二百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
一般国道 一一八号	会津若松市神指町大字 南四合字幕ノ内南六三 二番一地从先から 同 市神指町大字 南四合字才ノ神七五番 地先まで	変更前 変更後	二五・〇 六五・〇	一、三四〇・〇
			二五・〇 六五・〇	一、三四〇・〇

（道路領域道路企画グループ）

福島県告示第二百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道一一八号	会津若松市神指町大字南四合字幕ノ内南六三二番一地从先から 同 市神指町大字南四合字才ノ神七五番地先まで	平成二〇年 三月二五日

（道路領域道路企画グループ）

福島県告示第二百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道会津若松三島線	会津若松市神指町大字南四合字才ノ神一二五番地先から 同 市神指町大字南四合字才ノ神三八番一地从先まで	平成二〇年 三月二五日

（道路領域道路企画グループ）

福島県告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県相双建設事務所で平成二十年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道小浜字町線	南相馬市原町区北原字大塚五一番一四地先から 同 市原町区青葉町二丁目三番地先まで	平成二〇年 三月二五日

（道路領域道路企画グループ）

福島県告示第二百二十四号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年二月十四日次のとおり指定した。
平成二十年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	売りさばきの場所
松島 眞智子	田村郡三春町字八幡町三九番地	平成二〇年四月一日から平成二五年三月三一日まで	住所地に同じ
株式会社中央	郡山市大槻町字新池下一番地	同	同
総合自動車学校	郡山市富久山町久保田字大原五七番地の一	同	郡山市開成三丁目二五番二号
有限会社佐藤和司商店	郡山市富久山町久保田字大原五七番地の一	同	郡山市開成三丁目二五番二号

（出納局公金管理グループ）

福島県告示第二百二十五号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年二月二十五日次のとおり指定した。
平成二十年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	売りさばきの場所
有限会社サカイ商店	郡山市安積町荒井字太夫場加二四番地一	平成二〇年四月一日から平成二五年三月三一日まで	住所地に同じ

（出納局公金管理グループ）

福島県告示第二百二十六号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年三月四日次のとおり指定した。
平成二十年三月二十五日

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	売りさばきの場所
高橋 進	福島市早稲町二番 二一〇号	平成二〇年四月一日から平成 二五年三月三十一日まで	住所地に同じ
福島不動産事 業協同組合	福島市野田町六丁 目三番三号	同	同
有限会社タム ラ商事	福島市佐倉下字上 谷地三九番地の一	同	同

(出納局公金管理グループ)

公 告

公告第四百四十四号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十年三月二十五日

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所 の所在地	指定取消年月日
岳温泉株式会社	木村 光泰	二本松市岳温泉一丁目二 七五番一号	平成二十年二月二十九日

(財務領域課税収税グループ)

公告第四百四十五号

福島県税務システムに係る調定等データ作成業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七條の六第一項及び福島県財務規則(昭和二十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十年三月二十五日

- 一 入札に付する事項
- 1 件名及び数量 福島県税務システムに係る調定等データ作成業務 一式
 - 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 委託期間 契約の締結日から平成二十一年三月三十一日まで
 - 4 納入場所 福島県庁(福島県福島市杉妻町二番十六号)
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

福島県知事 佐藤 雄 平

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- 2 公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
- 3 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- 4 財団法人日本情報処理開発協会が管理する個人情報取扱いに関する認定制度による「プライバシーマーク」を取得している者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2から4までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、平成二十年三月三十一日(月)午後五時三十分までに当該申請を行わなかったときは、当該資格を与えないので注意すること。

郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県総務部財務領域課税システムグループ
電話〇二四―五二一―七七二八

四 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- 1 配布期間 平成二十年三月二十五日(火)から同月二十八日(金)までの午前八時三十分から午後五時三十分まで
 - 2 配布場所 三に掲げる場所に同じ。
 - 3 その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列四番の大きさの用紙百枚が入る程度の大きさで、七百円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、三に掲げる場所まで請求すること。
- なお、平成二十年三月二十八日(金)午後五時三十分まで必着とする。

五 入札及び開札の日時及び場所

- 1 日時 平成二十年四月十日(木) 午前十一時

六 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、予定件数に入札金額を乗じて得た金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九條第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、予定件数に契約金額を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

七 入札の無効
 二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他
 1 入札方法 入札書には、業務の区分に応じて一件当たりの単価を記載すること。なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、その代金の支払いは、件数に契約金額を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
 3 契約書作成の要否 要
 4 その他 詳細は、入札説明書による。

（財務領域税務システムグループ）

公告第四百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十年三月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称
 館岩土地改良区

役員氏名	住所
理事 星 利一	南会津郡南会津町のせ八四番地
芳賀 長夫	郡同 町福渡八七番地
芳賀 拓也	郡同 町福渡九二番地
星 勝男	郡同 町福渡八〇番地
芳賀 敏明	郡同 町福渡六一番地
小勝 周一	郡同 町前沢八三番地
小勝 昭男	郡同 町前沢七七番地
小勝 初三郎	郡同 町前沢一二一番地

同 小山 登	同 郡同 町塩ノ原四九八番地
同 星 丈助	同 郡同 町塩ノ原五〇〇番地
同 星 清次	同 郡同 町塩ノ原四六二番地
同 赤松 明治	同 郡同 町塩ノ原五四八番地
同 星 榮	同 郡同 町たのせ四三番地
同 星 次男	同 郡同 町たのせ九七番地
同 芳賀 久	同 郡同 町福渡六四番地
同 星 克己	同 郡同 町塩ノ原四六四番地

役員氏名	住所
理事 星 利一	南会津郡南会津町のせ八四番地
芳賀 長夫	郡同 町福渡八七番地
芳賀 拓也	郡同 町福渡九二番地
星 勝男	郡同 町福渡六一番地
芳賀 敏明	郡同 町前沢三七七番地
小勝 兼雄	郡同 町前沢七〇番地
小勝 牧男	郡同 町前沢一一五番地
小勝 信一	郡同 町塩ノ原四九八番地
同 小山 登	同 郡同 町塩ノ原五〇〇番地
同 星 丈助	同 郡同 町塩ノ原四六二番地
同 赤松 明治	同 郡同 町塩ノ原五四八番地
同 星 榮	同 郡同 町たのせ四三番地
同 星 次男	同 郡同 町たのせ九七番地
同 芳賀 久	同 郡同 町福渡六四番地
同 星 克己	同 郡同 町塩ノ原四六四番地

（農村整備領域農村計画グループ）

公告第四百四十七号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第二項の規定により、公共測量の実施の終了について、平成二十年三月十七日付けで新地町長から次のとおり通知があった。

平成二十年三月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 測量地域 相馬郡新地町谷地小屋
- 二 測量開始期日 平成二十年二月十日
- 三 測量終了期日 平成二十年三月十三日
- 四 作業の種類 公共測量（二級基準点座標変換及び二級基準点測量）

(土木総務領域総務予算グループ)